

公売公告兼見積価額公告

静地機 第 49-K5-2 号
令和 7 年 10 月 3 日

静岡地方税滞納整理機構
広域連合長 鈴木 康友



標記のことについて、下記のとおり差押え財産の公売をしますので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により、公告します。

公 売 財 産	売却区分番号	名称、性質、所在、地上権等の内容、その他	数量	公売保証金	見積価額
				円	円
		別紙のとおり			
公 売 の 方 法 日 時	入札	インターネット公売による期間入札			
	参加申込期間	令和 7 年 10 月 3 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 10 月 21 日 午後 11 時 00 分まで			
	入札期間	令和 7 年 10 月 28 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 11 月 4 日 午後 1 時 00 分まで			
	開札	令和 7 年 11 月 4 日 午後 1 時 00 分			
公売場所		KSI官公庁オークション URL https://kankocho.jp/gov/6066196818/?p=au			
最高価申込者の決定日時		令和 7 年 11 月 4 日 午後 2 時 00 分			
売却決定日時		令和 7 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分			
売却決定場所		静岡地方税滞納整理機構			
買受代金納付期限		令和 7 年 11 月 25 日 午後 2 時 30 分			
買受人についての 資格その他の要件		インターネット公売システム上に掲載する静岡地方税滞納整理機構 インターネット公売ガイドラインのとおり			
その他		別紙（その他の公売条件）のとおり			
備 考	配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を静岡地方税滞納整理機構広域連合長に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当機構に用意してあります。				

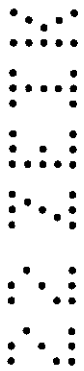
その他の公売条件

- 1 公売財産の入札をしようとする者は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要で
す。
- 2 公売保証金の納付後でなければ、入札することはできません。
- 3 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。
- 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、落札価額を
もって売却決定を行います。なお、インターネット上での最高価申込者決定時においては、紀
尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下、「KSI 官公庁オーク
ション」といいます）のログイン ID（以下、「ログイン ID」といいます）に紐づく会員識別番
号を最高価申込者氏名とみなします。
- 5 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必
要と認められるときは、公売を中止します。
- 6 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行いま
す。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で
入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ
（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
- 7 入札による公売については、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、か
つ、最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買
受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に
限ります。なお、次順位買受申込者決定時においては、ログイン ID に紐づく会員識別番号を
次順位買受申込者氏名とみなします。
- 8 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金
納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 9 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合
公売保証金は静岡地方税滞納整理機構に帰属します。
- 10 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときと
します。なお、許可又は承認を必要とする財産は、それを得たときになります。また、公売財
産は、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
- 11 静岡地方税滞納整理機構は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等
を負いません。
- 12 KSI 官公庁オークション等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 13 入札者に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた
場合、静岡地方税滞納整理機構は何ら保障しません。
- 14 公売参加申込期間及び入札期間には、KSI 官公庁オークションのシステムメンテナンス等の
期間を含みません。
- 15 公売保証金の提供期限等については、当機構から参加申込者へ通知します。
- 16 開札場所は KSI 官公庁オークションです。
- 17 最高価申込者の決定場所は KSI 官公庁オークションです。
- 18 開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合にこれらの者に更に入札（以下
「追加入札」という。）をするときにおける追加入札の方法はインターネット公売による期間

入札で行います。追加入札の場所、開札場所、最高価申込者の決定の場所は KSI 官公庁オークションです。追加入札の売却決定場所は静岡地方税滞納整理機構です。

19 次順位による買受けの申込みは、KSI 官公庁オークションにおいて、最高価申込者の決定後直ちに行います。

20 買受代金納付期限は、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除き、公売公告兼見積価額公告に記載のとおりです。



【公売財産別紙】

1	売却区分番号	第 0711F001 号
2	見 積 価 額 (最低公売価格)	金 11,590,000円
3	公 売 保 証 金	金 1,160,000円
4	数 量	1

5 財 産 の 表 示

・不動産の表示 (登記簿の表示による)

(土地の表示)

不動産番号 0804000824522
所 在 湖西市南台二丁目
地 番 3985番2458
地 目 宅地
地 積 180.18平方メートル

(主である建物の表示)

不動産番号 0804000818082
所 在 湖西市南台二丁目 3985番地2458
家屋番号 3985番2458
種 類 居宅
構 造 木造瓦・石綿セメント板葺2階建
床 面 積 1階 62.10平方メートル
2階 23.18平方メートル

・公法上の規制

都市計画区域：市街化区域

用途地域：第一種住居地域

指定建ぺい率：60%

指定容積率：200%

その他：居住誘導区域内

都市機能誘導区域外

屋外広告物規制 (第2種特別規制地域)

宅地造成等規制のため盛土等をする時に届出が必要

埋蔵文化財包蔵地 (西笠子古墳) の範囲内のため土木工事に着手する
予定日の60日前までに届出が必要



- ・画地
間口：約11.0m 奥行：約16.5m
- ・地勢
宅盤は駐車場よりも50cm程高い
接道状況は路面と0m～1.2m程高い
- ・接道状況
南側幅員約14.5mの舗装市道（建築基準法上の道路）
- ・使用状況
住宅の敷地（令和7年8月22日現在）
- ・建築年月日
居宅：昭和52年11月3日新築（登記簿上の表示）
- ・供給処理施設
上水道：有 下水道：無 ガス配管：有
- ・諸施設との概略の関係位置
J R 東海道本線「新所原駅」の南東方 約1.2km（直線距離）

6 公売財産の概要

- （1）地目、地積、床面積等は登記簿によります。
- （2）建物は天井、外壁、内壁及び床等に汚れが見られます。数か所の床に歪みがあります。1階南西側和室、南東側洋室及び2階西側洋室の天井部分に雨漏り跡が見られます。
- （3）公売財産内には、多数の動産類が残置されています。静岡地方税滞納整理機構は動産類の処理に責務を負いません。公売財産の所有権移転後の問題解決はすべて買受人の責務において行ってください。
- （4）公売財産上南西側に構築物（簡易物置）が設置されています。買受後の処分等につきましては、買受人の責務において、ご確認ください。
- （5）公売財産上南東側に構築物（カーポート）が設置されています。買受後の処分等につきましては、買受人の責務において、ご確認ください。
- （6）隣地との境界は不明瞭であり、境界線、境界付近の構造物や越境物について、確認や処理などは買受人の責務において行ってください。
- （7）再建築にかかる各規制、制限などについては、買受人において許認可権者に確認してください。
- （8）公売財産には居住者がいます（令和7年8月22日現在）。
- （9）公売は現況有姿により行います。
- （10）図面等は現況と異なる場合があります。あらかじめその現況を自身で確認してください。

- (11) 公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を自身で確認して買受申込みをしてください。なお、下見会は行いません。
- (12) 境界については、買受人が隣地所有者と協議してください。
- (13) 静岡地方税滞納整理機構は、公売財産引渡しの義務を負いませんので、占有者、使用者等に対して明け渡しを求める場合や、建物・敷地内の残置物、樹木、動産類等の処分、越境物の処理については、買受人の責務において行ってください。
- (14) 静岡地方税滞納整理機構は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。公売財産の所有権移転後の問題解決はすべて買受人の自己責任で行ってください。
- (15) 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。
- (16) 電気、上下水道、ガス等の引き込みに要する経費は買受人の負担となります。
- (17) 売却手続を中止することがありますので、事前に手続中止の有無をお問い合わせください。
- (18) 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。
- (19) 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- (20) 財産の表示が複数物件の場合は、その財産は一括での売却となります。
- (21) 暴力団員等に該当しないことの陳述書等の提出が必要となります。
- 不動産公売の入札に参加を希望する方（法人である場合にはその代表者）は、国税徴収法第99条の2の規定に基づき、静岡地方税滞納整理機構に陳述書等を提出しなければ入札できません。また、次のいずれかの免許又は許可を受けている場合は、そのことを証する書類の写しを提出してください。
- ・ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許
 - ・ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許可



イ 3985-2563 △ 3985-2467
ロ 3985-2543 ニ 3985-2452

3985-2541

N

3985-2546

3985-2630

3985-2547

3985-3180

3985-2477

3985-2476

3985-2475

3985-2474

3985-2473

3985-2472

3985-2471

3985-2551

3985-2548

3985-2629

3985-161

3985-2549

3985-2651

3985-2653

3985-2460

3985-2461

3985-2721

3985-2463

3985-2464

3985-2465

3985-2466

3985-2550

3985-3181

3985-2523

3985-164

3985-2459

3985-2458

3985-2457

3985-2456

3985-2455

3985-2454

3985-2453

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地区区画見出し	心番	南台 2丁目
	面番	

部 分	所 在	湖西市南台二丁目		地 番	3985番2458	
出 力 尺	1/500	精 度	図 像 系 番号又は 記号	分 類	地区に準ずる図面	
作 成 年 月 日		備 付 年 月 日 (原 図)		他 記 項		
					種 類 旧土地台帳附属地区	

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年1月9日

静岡地方法務局浜松支局

登記官

佐々木美文



請求番号：42-1

(1/1)

公用

登記年月日：昭和52年11月29日

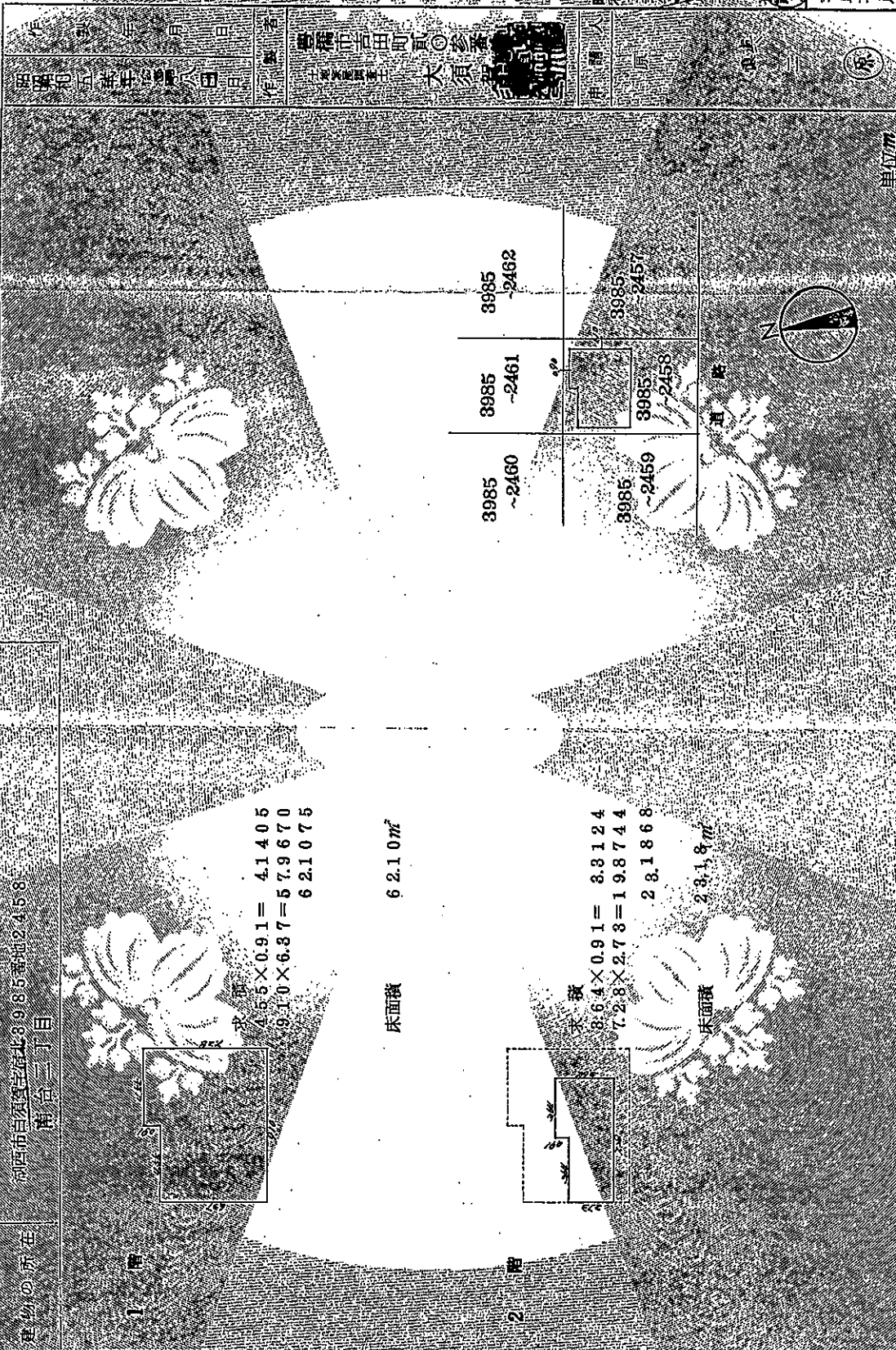
0500073

家屋番号 3985~2458

建物の所在 西宮市白旗北3985番地2458
南谷三丁目

建物平面図

面図



これは図面に記録されて少くも2名を証明した書面である

令和7年1月9日

静岡地方支庁長官

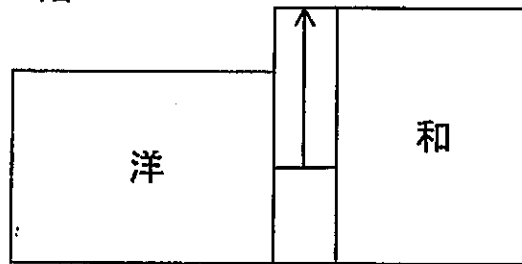
登記官

佐々木

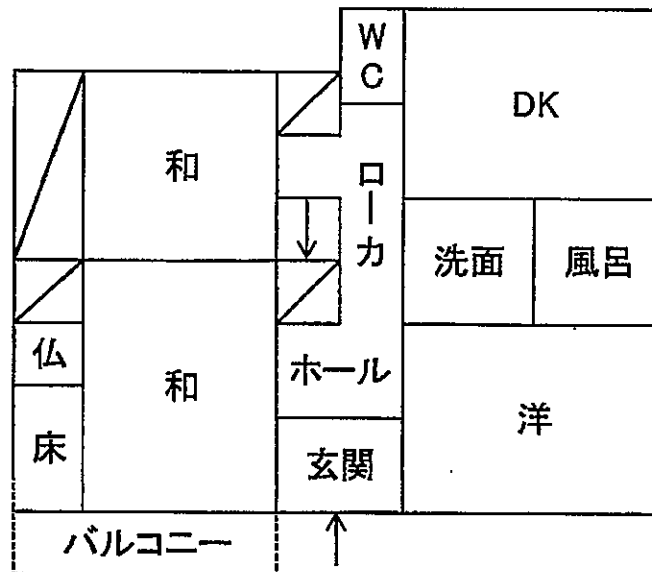


間取図

2階



1階





23.2.23









